

各 位

東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
株 式 会 社 ア イ ロ ム
代 表 取 締 役 社 長 森 豊 隆
(コード番号：2372 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 総 務 ・ 人 事 ・ IR 本 部 本 部 長 秀 島 直 樹
電 話 番 号 03 (5436) 3148 (代 表)

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 17 年 4 月 4 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 90,000 株 |
| (2) 発行価額 | 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定する方式により発行価格決定日（平成 17 年 4 月 12 日（火）から平成 17 年 4 月 15 日（金）までの間のいずれかの日）に決定する。 |
| (3) 発行価額中資本に組入れない額 | 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、野村證券株式会社、こうべ証券株式会社、新光証券株式会社及び東洋証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受させる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受契約の内容 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から発行価額（引受人より当社に払い込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 平成 17 年 4 月 18 日（月）から平成 17 年 4 月 20 日（水）まで。
なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 17 年 4 月 13 日（水）から平成 17 年 4 月 15 日（金）までとなる。 |
| (7) 払込期日 | 平成 17 年 4 月 20 日（水）から平成 17 年 4 月 25 日（月）までの間のいずれかの日。
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 17 年 4 月 20 日（水）となる。 |
| (8) 配当起算日 | 平成 17 年 4 月 1 日（金） |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 申込証拠金 1株につき一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。
- (10) 申込株数単位 1株
- (11) 発行価額、その他本件公募による新株式発行に必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

- (1) 売出株式数 普通株式 45,000株
- (2) 売出人及び
売出株式数 森豊隆 30,000株
森利恵 15,000株
- (3) 売出価格 未定
ただし、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格と同一とする。
- (4) 売出方法 日興シティグループ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
ただし、公募による新株式発行を中止した場合は、本株式売出しも中止する。
- (5) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額(引受人より売出人に払い込まれる金額)を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (7) 受渡期日 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (8) 申込証拠金 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における申込証拠金と同一とする。
- (9) 申込株数単位 1株
- (10) 売出価格、その他本件売出しに関し必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売出株式数 普通株式 上限 13,500株
- (2) 売出人及び
売出株式数 日興シティグループ証券株式会社 上限 13,500株
上記売出しは、需要状況等を勘案し、日興シティグループ証券株式会社が
行う売出しである。本売出しの売出株式数は上限を示したもので、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。本売出しの対象となる当社普通株式は、本売出しのために日興シティグループ証券株式会社が当社株主である森豊隆より賃借する株式である。
- (3) 売出価格 未定
ただし、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格と同一とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 日興シティグループ証券株式会社が、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」及び「2.株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案した上で、当社株主である森豊隆より賃借する当社普通株式について追加的に売出しを行う。
ただし、公募による新株式発行を中止した場合は、本株式売出しも中止する。
- (5) 申 込 期 間 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「2.株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1株
- (9) 売出価格、その他本件株式売出しに関し必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行

(「3.株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関連して行う第三者割当増資)

- (1) 発 行 新 株 式 数 普通株式 13,500 株
- (2) 発 行 価 額 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 申 込 期 間 平成17年5月25日(水)。なお、当該申込期間については、一般募集における需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成17年5月18日(水)となる。
- (5) 払 込 期 日 平成17年5月25日(水)。なお、当該申込期間については、一般募集における需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成17年5月18日(水)となる。
- (6) 割当先及び株式数 日興シティグループ証券株式会社 13,500 株
- (7) 配 当 起 算 日 平成17年4月1日(金)
- (8) 申 込 株 数 単 位 1株
- (9) 日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けて返還に充当された株式を控除した株式数についてのみ、本件第三者割当に応じる予定である。したがって、本件第三者割当における発行新株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、本件第三者割当における最終的な発行株式数が減少するまたは発行そのものが全く行われない場合がある。
- (10) 発行価額、その他本件第三者割当による新株式発行に関し必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本件第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(及び訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の新株式発行並びに株式売出しにおいては、新規発行株式 90,000 株の募集及び引受人の買取引受による 45,000 株の売出しを予定しておりますが、その需要状況を勘案し、13,500 株を上限として、日興シティグループ証券株式会社が当社株主である森豊隆より賃借する当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（上限株数）として、第三者割当増資の割当を受ける権利（グリーンシュエーション）を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として当社より付与される予定であります。

日興シティグループ証券株式会社は、当社株主である森豊隆より賃借する株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌営業日からグリーンシュエーションの行使期限までの間（シンジケートカバー取引期間）上限株数の範囲内で、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（シンジケートカバー取引）を行う場合があります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を当社株主である森豊隆より賃借する株式の返還に充当する場合があります。

なお、日興シティグループ証券株式会社は、安定操作取引で買付けた株式を当社株主である森豊隆より賃借する株式の返還に充当する場合における当該株式数及びシンジケートカバー取引により買付けた株式数の合計数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	832,350 株	（平成 17 年 4 月 3 日現在）
公募増資による増加株式数	90,000 株	
公募増資後の発行済株式総数	922,350 株	
第三者割当増資による増加株式数	13,500 株	（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	935,850 株	（注）

（注）上記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し日興シティグループ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の増資による手取概算額 10,485 百万円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限 1,572 百万円と合わせ、設備投資、運転資金及び投融資に充当する予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成 15 年 10 月 9 日払込で公募増資を実施し、4,136 百万円を調達いたしました。が、メディカルモール等の開設費用及び借入金の返済に充当し、資金使途に変更はありません。

(3) 会社収益への影響

現時点で収益への影響を計数的に算出することは不可能ですが、当社グループの業容拡大及び収益基盤の安定化に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主にとっての利益最大化を経営の重要課題のひとつと位置付けております。この観点から、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図ったうえで、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当金額は、上記の基本方針に基づき、業績や内部留保などを総合的に勘案して決定しております。

(3) 内部留保金の使途

内部留保資金につきましては、事業拡充を図るための有効投資に備えることを基本方針とし、これを将来の利益還元に資するために活用してまいりたいと考えております。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	第 5 期	第 6 期	第 7 期
	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 ()	65,710.25 円	55,262.47 円	13,936.51 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当金)	- 円 (- 円)	2,000 円 (- 円)	500 円 (- 円)
実績配当性向	- %	3.6%	3.5%
株主資本利益率	334.6%	103.0%	23.0%
株主資本配当率	- %	2.6%	0.5%

(注)1. 各決算期の 1 株当たり当期純利益は、当該決算期間の当期純利益を期中平均株式数で除した数値であります。

2. 各決算期の実績配当性向は、当該決算期間の配当金総額を当該決算期間の当期純利益で除した数値であります。

3. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を資本の部合計(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であります。

4. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の配当金総額を株主資本(期末資本の部合計)で除した数値であります。

5. 当社は、平成 13 年 11 月 12 日開催の取締役会において、平成 13 年 11 月 13 日現在の株主数に対して平成 13 年 11 月 13 日付で株式分割(無償交付、分割比率 1:10)を行う旨、平成 15 年 6 月 6 日開催の取締役会において、平成 15 年 7 月 4 日現在の株主数に対して平成 15 年 7

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

月4日付で株式分割（無償交付、分割比率1：5）を行う旨、平成16年2月9日開催の取締役会において、平成16年3月31日現在の株主数に対して平成16年5月20日付で株式分割（無償交付、分割比率1：5）を行う旨、平成16年11月16日開催の取締役会において、平成17年2月5日現在の株主数に対して平成17年3月18日付で株式分割（無償交付、分割比率1：3）を行う旨決議しております。当該株式分割に伴う影響を加味し、修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

	第5期	第6期	第7期
	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失（ ）	876.14 円	736.83 円	929.10 円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当金)	- 円 (- 円)	26 円 66 銭 (- 円)	33 円 33 銭 (- 円)

(5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等（平成17年4月4日現在）

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株発行予定残数等は次のとおりです。

株主総会の特別決議日	新株発行予定残数	発行価格	資本組入額	権利行使期間
平成15年3月7日	52,500株	15,054円	7,527円	平成17年4月1日から平成25年3月6日まで
平成15年3月7日	750株	15,054円	7,527円	平成17年4月1日から平成25年3月6日まで
平成16年6月25日	29,928株	83,334円	41,667円	平成17年7月1日から平成26年6月24日まで

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

	新規公開時公募増資
発行株式数	10,000株
発行日	平成15年10月10日
発行価格	440,000円

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	-	600,000 円	300,000 円	107,000 円
高 値	-	865,000 円 260,000 円	349,000 円 188,000 円	109,000 円
安 値	-	410,000 円 180,000 円	155,000 円 98,000 円	105,000 円
終 値	-	260,000 円	108,000 円	-
株価収益率	-	352.86 倍	116.24 倍	- 倍

(注)1.平成18年3月期の株価等については、平成17年4月1日現在で記載しております。

2.当社株式は平成15年10月10日付をもって株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場いたしましたので、平成16年3月期は平成15年10月10日以降の株価を記載しております。

3. は平成16年5月20日付、平成17年3月18日付株式分割による権利落ち後の株価であります。

4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を1期前の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成17年3月期の株価収益率は、平成16年5月20日付、平成17年3月18日付の分割を加味した1株当たり当期純利益の数値、平成16年3月期の株価収益率は、平成15年7月4日付、平成16年5月20日付、平成17年3月18日付の分割を加味した1株当たり当期純利益の数値を使用しております。

(4) ロックアップについて

本募集及び売出しに関し、売出人である森豊隆及び森利恵は、主幹事会社である日興シティグループ証券株式会社に対して本募集及び売出しに係る元引受契約締結日から180日間は、当社株式を売却しない旨を約束しております。

また当社は、主幹事会社との間で、本募集及び売出しに係る元引受契約締結日から180日間は、当社普通株式の発行及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行または売却（株式分割及びストックオプション等に関わる発行を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、またはその制限期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。